

栃木市議会政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市議会政治倫理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 9 日 提出

提出者	栃木市議会議員	広瀬 義明
賛成者	同	小久保 かおる
同	同	浅野 貴之
同	同	福富 善明
同	同	小太刀 孝之
同	同	針谷 育造
同	同	白石 幹男
同	同	天谷 浩明

栃木市条例第 号

栃木市議会政治倫理条例の一部を改正する条例

栃木市議会政治倫理条例（平成 25 年栃木市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出しを「（審査の請求）」に改め、同条第 1 項中「において同じ。）」の次に「及び議員」を加え、同条第 2 項中「ときは、」の次に「市民にあっては」を、「連署をもって」の次に「、議員にあっては 4 人以上の者の連署をもって」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市議会政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

議員の政治倫理違反に関する審査の請求を行うことができる者に議員を加えるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市議会政治倫理条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

議員による審査の請求に係る規定を加え、字句の整理を行うこと。

(第 4 条関係)

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

議員案第 2 号

栃木市議会政治倫理条例の一部を改正する条例

現	行
<u>(市民の審査請求)</u> 第 4 条 市民（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 条に規定する本市に選挙権を有する者をいう。第 1 2 条第 2 項において同じ。）は、議員が政治倫理基準に違反する事実があると認めるときは、議長に当該事実に関する審査を請求することができる。 2 前項に規定する審査の請求（以下「審査請求」という。）を行うときは、本市の選挙人名簿に登録されている者の総数の 2 0 0 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者が審査請求書に当該違反に係る事実を証する書類等を添えて、議長に提出しなければならない。 3 略	

改 正 案

(審査の請求)

第4条 市民（地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に規定する本市に選挙権を有する者をいう。第12条第2項において同じ。）及び議員は、議員が政治倫理基準に違反する事実があると認めるときは、議長に当該事実に関する審査を請求することができる。

2 前項に規定する審査の請求（以下「審査請求」という。）を行うときは、市民にあつては本市の選挙人名簿に登録されている者の総数の200分の1以上の者の連署をもって、議員にあつては4人以上の者の連署をもって、その代表者が審査請求書に当該違反に係る事実を証する書類等を添えて、議長に提出しなければならない。

3 略